

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 現業職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。
- (2) 県財政の再建のため特例として実施している給与のカット措置について、給与制度の見直しの実施による財政的効果の状況を踏まえ、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様に、給与のカット率を引き下げる。
- (3) 職員の職の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正
 - ア 現業職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。
 - イ 職務の級が3級である職から車庫主任を削り、新たに現業職長を加える。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正
 - ア 現業職員の給与のカット率を次のように引き下げる。

職員の区分	改正後 (平成19年度)	改正前 (平成18年度)	参考 (平成17年度)
職務の級が1級である現業職員のうちその号給が38号給以下であるもの	100分の2	100分の3	100分の4
その他の現業職員	100分の3	100分の4	100分の5

イ その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

職員の職の設置等に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の種類を廃止するほか、平成19年4月の組織改正等に伴い新たに総括専門員、看護主任、副保育士長及び医療ソーシャルワーカーの職等を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の職の設置等に関する規則の一部改正
 - ア 規則名を「職員の職の設置に関する規則」に改める。
 - イ 職員の種類（事務吏員及び技術吏員）を廃止する。
 - ウ 職員の職について、次のとおり改める。
 - (ア) 新設する職
 - 検査主幹、副保育士長、学芸員、医療ソーシャルワーカー、総括専門員、副院長、看護主任、現業職長、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員及び動物愛護技術員の職を加える。
 - (イ) 職名を改める職
 - 民芸振興官の職を民工芸振興官に改める。
 - (ウ) 廃止する職
 - 市場開拓監、センター長、統括研究員、科長、水産業専門技術員、水産業改良普及員、水産業普及指

導員及び車庫主任の職を削る。

(2) 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

規則中引用している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の根拠条項について所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、(2)は公布の日、(1)は平成19年4月1日とする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

企業局及び病院局の内部組織を見直すことに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職員等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

2 規則の概要

(1) 鳥取県企業局の適用管理職員等について、内部組織である経営企画室の廃止に伴い、室長の職を削る。

(2) 病院局の適用管理職員等について、内部組織の見直しに伴い、次のとおり改める。

ア 次長の職名を副局長に変更する。

イ 室長のうち、地域医療支援室、中央放射線室、中央検査室、理学療法室、臨床工学会室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室及び医療情報管理室の室長を適用管理職員等とする。

ウ 副看護局長及び副室長（医療安全対策室の副室長）を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

現業職員就業規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則中引用している職員の旅費に関する条例の題名を改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲について、次のとおり改める。

ア 次長の職名を副局長に改める。

イ 中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限っていた室長の範囲を、中央滅菌材料室及び新生児集中治療室の室長を除く室長に改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。